

議案第 5 号

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

原本の写に相違ないことを証明する

令和 2 年 11月23 日

倉浜衛生施設組合

管理者 桑江朝千夫

倉浜衛生施設組合

管理者 桑江朝千夫



令和 2 年 11 月 23 日

令和 2 年 11 月 23 日 原案可決

倉浜衛生施設組合 議会

議長 小谷良博



令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

令和2年度 倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 234,300 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,318,077 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 2年 11月 23日提出

倉浜衛生施設組合

管理者 桑 江 朝千夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,282,258	0	2,282,258
	1 負担金	2,282,258	0	2,282,258
2 使用料及び手数料		215,323	△ 53,467	161,856
	1 手数料	215,323	△ 53,467	161,856
3 国庫支出金		245,052	0	245,052
	1 国庫補助金	245,052	0	245,052
4 財産収入		267	0	267
	1 財産運用収入	267	0	267
5 繰入金		23,589	53,467	77,056
	1 基金繰入金	23,589	53,467	77,056
6 繰越金		44,799	0	44,799
	1 繰越金	44,799	0	44,799
7 諸収入		401,589	0	401,589
	2 預金利子	62	0	62
	3 雑入	401,527	0	401,527
8 組合債		339,500	△ 234,300	105,200
	1 組合債	339,500	△ 234,300	105,200
歳入合計		3,552,377	△ 234,300	3,318,077

歳 出		(単位 : 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		3,946	0	3,946
	1 議 会 費	3,946	0	3,946
2 総 務 費		981,403	△ 234,300	747,103
	1 総 務 管 理 費	980,502	△ 234,300	746,202
	2 監 査 委 員 費	901	0	901
3 衛 生 費		1,943,947	0	1,943,947
	1 清 掃 費	1,943,947	0	1,943,947
4 公 債 費		608,081	0	608,081
	1 公 債 費	608,081	0	608,081
5 予 備 費		15,000	0	15,000
	1 予 備 費	15,000	0	15,000
歳 出 合 計		3,552,377	△ 234,300	3,318,077

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(変 更)

(単位 : 千円)

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
汚泥再生処理センター整備事業に係る設計・施工 監理業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	33,753	令和2年度から 令和3年度まで	37,828
汚泥再生処理センター建設工事	令和2年度から 令和3年度まで	1,255,730	令和2年度から 令和3年度まで	1,259,005

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
汚泥再生処理センター建設工事	311,500	証書借入又は証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	80,200	証書借入又は証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
宜野湾清水苑管理棟解体工事	23,000				19,500			
希釈水配管布設実施設計業務委託	5,000				5,500			
計	339,500	/	/	/	105,200	/	/	/